

島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱

平成23年4月1日農畜第109号
平成24年4月6日一部改正
平成25年5月16日一部改正
平成27年4月10日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月13日一部改正
令和4年4月11日一部改正
令和5年4月12日一部改正
令和6年4月11日一部改正
令和7年4月16日一部改正

(趣旨)

第1条 県が交付する環境保全型農業直接支払交付金及び日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）（以下「交付金」という。）については、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和7年4月1日付け6農産第3969号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和7年4月1日付け6農振第2897号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 規則第3条による交付金の名称、目的、交付の対象である事業の内容及びその交付の率は、別表のとおりとし、予算の範囲内において市町村に交付するものとする。

2 事業にかかる実施要件は、交付金交付等要綱及び「環境保全型農業直接支払交付金実施要領」（令和7年4月1日6農産第4067号農林水産省生産局長通知。以下「交付金実施要領」という。）並びに推進交付金交付等要綱及び「日本型直接支払推進交付金実施要領」（令和7年4月1日付け6農産第5125号農林水産省生産局長通知及び令和7年4月1日付け6農振第2898号農林水産省農村振興局長通知。）によるほか、農林水産省生産局長通知による実施要領の運用等の規定によるものとする。

(流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付の申請)

第4条 規則第4条による交付金の交付を申請しようとする者が知事へ提出する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、提出期限は、知事が毎年度別に定めるものとする。

(交付決定前着手届)

第4条の2 規則第5条による交付決定前にやむを得ず事業に着手しようとする場合には、別記様式第1号の2による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第5条 規則第9条による知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書を知事に速やかに提出しなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更については、この限りではない。

(概算払請求)

第6条 概算払いにより交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 市町村長は、交付金の交付の決定に係る年度の第3四半期の末日現在の事業の遂行状況を別記様式第4号の事業遂行状況報告書により、当該四半期の最終月の翌月の20日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条により知事に提出する実績報告書は、別記様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書は、対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は規則第5条の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(帳簿及び証拠書類)

第9条 市町村長は、交付事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第10条 市町村長は、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第6号による交付金調書を作成しておかななければならない。

(附則)

1 本要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年度交付金等より適用する。

(附則)

1 本要綱は平成24年4月6日から施行し、平成24年度交付金等より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は平成25年5月16日から施行し、平成25年度交付金より適用する。
- 2 平成25年度においては、交付決定の日にかかわらず、当該年度に発生した経費について、助成するものとする。

(附則)

- 1 本要綱は平成27年4月10日から施行し、平成27年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は平成28年4月1日から施行し、平成28年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は平成29年4月1日から施行し、平成29年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は平成30年4月1日から施行し、平成30年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和3年4月13日から施行し、令和3年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和4年4月11日から施行し、令和4年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和5年4月12日から施行し、令和5年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和6年4月11日から施行し、令和6年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和7年4月16日から施行し、令和7年度交付金より適用する。